3 一般社団法人東京経営者協会

行動計画(チャンス&サポートプラン2012)記載の内容 28年度実績予定 1. あらゆる分野への参画の促進 (1)働く場における男女平等参画の促進 (1)シンポジウムの開催 東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課と共同で、 (1)企業における女性活用の推進 「ワーク・ライフ・バランス」「女性の活躍推進」等をテーマと 「女性の活躍推進協議会」(日本経団連など事業主団 したシンポジウムを11月11日に開催した。 体と厚生労働省共同で運営)へ協力し、同会への提 言を会員に通知します。 (2)セミナーの開催 女性活躍推進をテーマにしたセミナー・事例紹介等を行っ ☆(2)シンポジウムの開催 東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課と共 同で、「ワーク・ライフ・バランス」「女性の活躍推進」等 (3)女性活躍新法等関連法案の聴取事例を「女性活躍推 をテーマとしたシンポジウムを開催します。 進法『事業主行動計画』事例編」としてまとめ、会員企業に 周知した。 男女雇用機会均等法関係への対応 改正男女雇用機会均等法関係への対応 (1)協会経営労務相談室、担当部による個別相談業務 (1)当会経営労務相談室、担当部門による個別相談業務や を行います。 周知のためのセミナーを行った。 (2)国、東京都の啓発活動に協力した。 (2)国、東京都の啓発活動に対する協力を行います。 2. 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現 (1)仕事と生活の調和の実現(ワーク・ライフ・バランス)の実現 東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課と共 東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課と共同で、 同で、「ワーク・ライフ・バランス」「女性の活躍推進」等をテーマとしたシンポジムを開催します。(再掲) 「ワーク・ライフ・バランス」「女性の活躍推進」等をテーマと したシンポジウムを11月11日に開催した。(再掲) (2)子育てに対する支援 (1) 育児・介護休業法等関連法規について、会報誌や 定例会を利用し周知を図るとともに、新たに一般事業 主行動計画の策定が義務付けられた中小規模事業 所を対象にした説明会を開催します。 (1) 改正育児・介護休業法等関連法規やハラスメント防止 (2)次世代育成支援対策推進センターとして、「一般事 について、会報誌やセミナーを開催して、周知を図った。 業主行動計画」の策定を支援するため、仕事と子育て の両立を図るために必要な雇用環境の整備等につい ての相談業務を行います。 ☆(3) 育児・介護休業法の適用猶予終了の周知徹底 を図ります。

3 一般社団法人東京経営者協会

行動計画(チャンス&サポートプラン2012)記載の内容 28年度実績予定 (3)介護に対する支援 (1)育児・介護休業法等関連法規について、会報誌や 定例会を利用し周知を図ります。 (1) 改正育児・介護休業法等関連法規やハラスメント防止 (2)協会経営労務相談室、担当部による個別相談業務 について、会報誌やセミナーを開催して、周知を図りまし た。(再掲) を行います。(再掲) (3)育児・介護休業法の適用猶予終了の周知徹底を図 ります。(再掲) 3. 特別な配慮を要する男女への支援 (2)高齢者への支援 (1)改正高年齢者雇用安定法の周知、啓発を図りま (1) 当会経営労務相談室、担当部門による個別相談業務を す。 行った。 (2)法改正にあわせ適宜セミナー、高齢者活用の事例 (2)高齢者雇用に関する判例解説セミナーを実施した。 紹介等を行います。 (3)若年層への支援 ☆(1)就労支援のため、セミナー(雇用事例紹介、法改 正対応等)、相談業務を実施します。 (1) 若年者雇用の課題の一つであるミスマッチ解消、働くこ とへの理解促進のため、企業見学の働く現場バスツア-☆(2) 若年者雇用の課題の一つであるミスマッチ解 を、企業人による大学への出前講義を、企業と大学との交 消、働くことへの理解促進のため、企業見学のバスツ 流の場の提供、就職説明会への協力等、引き続き関係各 -、企業と大学との交流の場の提供、就職説明会 機関と協力しながら行った。 への協力等、引き続き関係各機関と協力しながら推 進します。 4. 人権が尊重される社会の形成 (2)生涯を通じた男女の健康支援 従業員のメンタルヘルス対策 従業員のメンタルヘルス対策 (1)協会経営労務相談室において、臨床心理士等が企 業におけるメンタルヘルス対策(研修、カウンセリング (1)当会経営労務相談室において、臨床心理士等が企業に おけるメンタルヘルス対策(研修、カウンセリング等)の進め 等)の進め方や従業員への対応等についての相談業 方や従業員への対応等についての相談を行った。 務を行います。 (2)経営者の視点から従業員の心の問題への対応を啓発す (2)経営者の視点から従業員の心の問題への対応に るため、弁護士や臨床心理士、産業医等による講演会やセ ついて学習するため、弁護士や臨床心理士、産業医 ミナーの開催や各企業の対応事例を紹介した。 等による講演会やセミナー、各企業の対応事例の発 表会を開催します。 (3) 近年問題となっているメンタル不全者への対応や、メン タル不全者の防止等への相談、セミナー開催、また不全者 ☆(3) 近年問題となっているメンタル不全者への対応 の職場復帰への支援策の周知を行った。 や、メンタル不全者の防止等への相談、セミナー開 (4)ストレスチェック制度の有効な活用事例紹介、健康経営 催、また不全者の職場復帰への支援策の周知を行い 推進に資するセミナーを開催した。 ます。